



人事・労務 NEWS

編集・発行：志戸岡社会保険労務士事務所



★気分転換にニュースレターのデザインを変えてコンパクトにA3で1枚にしてみました！

さて8月は一段落する月。そんなこともあり、リフレッシュにと妻と軽井沢へ小旅行してきました。

景色が良い！ご飯も美味しい！とかなり最高の旅になりました。時期的に非常に暑かったこともあり、お昼からビールを飲みながら散策。夜もヤッホーブルーイングのよなよなエールビールを飲み比べて堪能しました。

北陸新幹線も初めて乗車しましたが、東海道よりも車両のデザインもカッコよく、シートもゆったりで快適。また行きたいです。

◆育児休業取得者の割合と男性の育休取得で受給できる新設助成金

厚生労働省から「平成 27 年度 雇用均等基本調査」の結果が公表され、育児休業の取得者割合（取得率）が明らかになりました。

これによると、平成 27 年度に育児休業を取得した女性の割合は 81.5%（前年度 86.6%）、同じく男性の割合は 2.65%（同 2.30%）となり、男性の取得率は平成 8 年度の調査開始以来過去最高となったそうです。

女性の取得率は平成 20 年（90.6%）をピークに伸び悩んでおり、ここ 9 年では最低の割合となりました。男性の取得率は調査開始以来「過去最高」となりましたが、政府が目標として掲げる「2020 年度に 13%」には程遠い数字となっています。

何らかの抜本的な対策が講じられない限り、2020 年までに取得率を 13%に引き上げることは不可能と言えるでしょう。

そんな状況の中、「両立支援等助成金」の 1 つとして、**男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成を行う「出生時両立支援助成金」が今年度から新設**されました。支給額は、中小企業では 1 人目が 60 万円（2 人目以降 15 万円）、大企業では 1 人目が 30 万円（2 人目以降 15 万円）となっています。

とはいうものの、やはりまだまだ中小企業では男性社員が育児休業をとるのは困難。弊所のクライアントでもいまだ発生したことはありません。

◆人手不足が進む介護事業所における職員の不満の内容は？

8 月上旬に公益財団法人介護労働安定センターが公表した平成 27 年度「介護労働実態調査」により、両親ら家族の介護のために離職した従業員がいた介護事業所が約 4 分の 1 に上ることがわかりました。

調査は昨年 10 月、介護に関わる 1 万 7,643 事業所と介護現場で働く 5 万 2,929 人を対象に実施され、事業所の 51%、従業員の 41.3%が回答しました。

◆事業所の回答では「従業員不足」が 6 割超

事業所へのアンケートでは、従業員が不足していると回答したのは 61.3%で、前年より 2%増えました。その原因は「採用が困難」が 70.8%でトップ、さらにその理由として多かったのが「賃金が低い」(57.4%)、「仕事がつい」(48.3%)、「社会的評価が低い」(40.8%)の順でした。労働者の平均賃金(月給の者)は 21 万 7,753 円で、前年より 2,676 円のアップとなりました。

また、「過去 3 年間に介護を理由に退職した従業員がいた」と答えた事業所は 23.5%に上り、介護事業所においても「介護離職」が進んでいる現状が明らかになっています

◆従業員の不満は「人手が足りない」「賃金が低い」が多数

従業員に対する調査では、仕事を選んだ理由として「働きがいのある仕事だから」が 52.2%（前年比マイナス 0.4%）、「資格・技能を活かせるから」が 35.8%（同マイナス 0.4%）でした。

労働条件等に対する不満では、「人手が足りない」が前年より 2.6%増えて 50.9%で最も多く、次いで「仕事内容の割に賃金が低い」が 42.3%、「有給休暇が取りにくい」が 34.6%と、介護労働の現状を如実に示す数字となりました。

一方、仕事や勤務先に対する希望では「今の仕事を続けたい」が 65.5%、「今の勤務先で働き続けたい」が 57.5%という結果でした。

◆過労死等の労災補償状況公表と監督署の立入調査の新たな基準

厚生労働省から 2015 年度の「過労死等の労災補償状況」が公表されました。脳・心臓疾患の労災請求件数は 795 件（前年度比 32 件増）、業務上と認定された支給決定件数は 251 件（同 26 件減）となりました。

◆精神障害の労災請求件数も増加

また、精神障害の労災認定については、請求件数は 1,515 件（前年度比 59 件増）となり、このうち自殺件数（未遂を含む）は 199 件（同 14 件減）でした。支給決定件数は 472 件（同 25 件減）となり、このうち未遂を含む自殺の件数は 93 件（同 6 件減）でした。

◆「時間外労働 80 時間」で立入調査の対象に

過労死等の労災認定については、「死亡・発症前における長時間労働の有無」が判断材料の 1 つとなります。脳・心臓疾患については、発症前 1 カ月間におおむね 100 時間の時間外労働があると業務災害であると判断されやすくなります。

また、精神障害については、発症直前の 1 カ月におおむね 160 時間の時間外労働があると業務による心理的負荷が「強」と判断され、業務災害であると判断されやすくなります。

労災認定についてはこの他にも細かい基準はありますが、長時間労働が長ければ長いほど「業務上である」と判断されやすくなると考えてよいでしょう。なお、今年度から、労働基準監督署が企業に立入調査に入る際の基準が時間外労働「100 時間」から「80 時間」に引き下げられており、対象が大幅に拡大されています。



◆今月の1冊

『ザ・ファシリテーター』森 時彦（著）

ビジネス小説で組織変革を実行していく主人公の姿を通して、ファシリテーションがどんなものが描かれています。組織変革をする際の抵抗勢力（すぐにはできなくて協力してくれない人たち）の姿がリアルであ—こんな人いる、としみじみ。

